

時事新報

大に散す可し

歳入を増加して大に散すの方法は如何と云ふに軍備の擴張は一國自衛の爲めにして其必要は既に世間の認むる所なれば姑く擧げず凡そ國の發達進歩は國民自營の力に外ならず商賣工業の如き政府の世話の爲めに奪り迷惑を蒙りたるものは多々なれども皆て好結果を収めたるの例を聞かず實際の事實にして人民自營の事業に政府の保護獎勵は無益の談なり我輩の敢て謝絶する所なれども文明立國の事は甚だ多端にして目下經營の急を要するもの一にして足らず其大なるものを計ふれば航海、築港、水道等の如き何れも欠く可らざるの事業なれども何分にも大計畫にして少ならず費用を要しながら眼前に利益の見込なきものなれば之を人民の自營に一任するときは何人も着手するものなくして國民は非常の不利不便を感ぜざるを得ず發達進歩の爲め容易ならざる次第なれば是種の大計畫は國家事業として國力を以て成就せしめざる可らず文明立國の實際に著るべき事柄なるに於ては我國に於て未だ其着手を見ず立國上の大欠典と云はざるを得ず或は從來とも其邊の立案計畫はなきに非ず事の急は充分に認めながらも費用の一點に窮して躊躇したるものと云ふならんれども前記に述べたる如く日本の國力能く其負擔に堪ふるは事實の數に明白にして決して憚念するに足らざれば斯る必要の事業は着手して國家永遠の利益を謀らんものと我輩の敢て希望する所なり擧事の急なるものを擧げれば第一は航海及び造船の保護なり商賣貿易の繁昌と共に外國航路擴張の必要は勿論にして外航の線路には是非とも相當の保護を與へざる可らず一方に航海を獎勵するときは一方に於て造船業の保護も必要にして兩方相待て日本の航運を盛大ならしむるは目下最急の處置なる可し又鐵道の如きは政府の獎勵を待たずして積々發達するものあり人民の自營に一任して差支なきが如くなれば自營の事業は眼前の利益を目的とするの常にして山脈の開通、大河の架橋等工事困難の極所は容易に事を企てるものなし斯くては運輸交通の便利も充分ならずして功を一費に欠くものにも是をわれば斯る困難の工事は政府にて引受け遂に功を成さざる可らず海陸運輸の機關既に備はるるも海陸連絡の關門たる港灣にして今日の如き有様なるときは商賣上の不便利は幾許なるや知る可らず而して港灣の修築は年月を要し費用を要する大事業にして營利の起業に望む可らざるものなれば國力を以て着手するも適當なる可し又水道事業は東京大坂横濱長崎函館等の外、相應の大都會にも未だ其設備を見ず衛生上の一大欠典なりと云ふ可し我國にて年々流行病の爲めに死するものは平均三五萬の數に下らず況んや近年來虎列刺病は凡そ四五五年目ごとに流行するの例を成して倒るもの甚だ多し今、國中の各都府に水道の計畫成りて衛生の實を擧げ爲めに死亡の割合を減ずるときは國の生産上には非常の利益なる可し宜しく國家事業として着手す可きものなり其他著名なる神社佛閣の保存と云ひ教育學藝の獎勵と云ひ文明立國の爲めに國力を以て成す可き事業甚だ多く然かも事の急を要するものなり多々す不如何に安んずるは恰も金を土中に埋めて貧乏を粧ふ

官報

勅令

陸軍下士官採用規則改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム
明治二十八年十月二十二日
内閣總理大臣 侯爵伊藤博文
陸軍大臣 侯爵大山 巖
勅令第四百十七號
陸軍下士官採用規則中左ノ邊改正ス
陸軍下士官採用規則中陸軍下士官ニシテ
第一條 以下ノ如ク改ム
一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
二十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
三十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
四十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
五十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
六十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
七十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
八十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十一 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十二 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十三 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十四 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十五 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十六 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十七 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十八 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
九十九 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ
一百 陸軍下士官ノ職務ハ陸軍ニシテ

京城特報

義和團の行衛不明

去る八日の晩即ち事變のありし當日を以て義和團が露國公使館に襲撃を受け其後太院君の注意を以て宮中に留め置きたるものと前便に報道したるが如し然るに昨晩に至り義和團は腹中に延滞あり微志を感ず故に自邸に歸へりて服藥し來る旨を國王に懇願せらる國王は之を慰諭して云へる様藥品は人を遣はして之を執り來らしむべし何ぞ自ら執るの要あらんやと宮中へ歸りて曰く藥品は密封して秘籠中に在り以て人を遣はす由なし自邸迄は眞に一步のみ願くは外出を許せと國王曰く然らば止むを得ざるべし疾往速歸して所用を果たすべし朕國太公に秘し置かんと宮中へ歸りて出づ既にして時の移るるを數時間而して義和團を見ず茲に於てか國王大に心を勞し宮中へ歸りて探らしむ使者歸へり報じて曰く宮中へ歸りて探らしむるに由なく國太公始め宮中の人々に事の趣を告げ百方搜索に盡力して遂に今日迄其行衛を知らずと云ふ君に據れば宮は米國公使館に在り果して眞偽を判知し難きも何故に斯く輕々しき所爲を行へるや目今の事情に照して更に其説を得ざればも多分何者かに煽動せられ風説を信じて頗る恐怖の念を起したるものならん

兩本位問題とバルフォア氏

英國大藏總長バルフォア氏は今の内閣員中の最も熱心なる企業家本位論者なるに保守黨が自由黨に代りて内閣を組織するや殊にも同説を贊成するも問題も漸く著るの時折柄氏は下院に於てなきいとを明言しけし一時の勢ひ忽ちあり氏に向ひて下院にか尚ほ詳細の説明如く答へたり云く予本位論者なれども併其説に傾むかしむる國會議を開くも必ず功なき會議を催すは者の中に説の分る一點にあれば予の以て要點だけを照會するも益なかるべく到底其同意を得るよあるよりは却つて害ありと云ふ

警視廳及東京府公文

虎列刺病豫防ニ付テハ疊ニ告示ニ及ヒタル次第モ之ニ

虎列刺病豫防ニ付テハ疊ニ告示ニ及ヒタル次第モ之ニ

各地方官廳及團體等ハ此告示ニ依りて豫防ノ手續ヲ行フベシトシテ